

社会福祉法人光養会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年1月1日～令和11年3月31日までの4年3カ月の間

2 内容

目標1 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間14日以上（70%以上）とする。

（対策）

○令和7年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

○令和7年3月～ 事業所内検討委員会での検討開始

計画的な取得に向けたリーダー職研修の実施

○令和7年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始。

目標2 子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を令和7年9月までに実施する。

（対策）

○令和7年1月～ 検討会の設置

○令和7年4月～ 広報により職員へ参観日実施について周知

○令和7年9月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討

目標3 事業所周辺の小中学校の生徒を対象に、施設見学ができる「子ども参観日」を創設する。

（対策）

○令和7年1月～ 受入れ方法や体制についての検討

○令和7年6月～ 関係機関、学校との連携

○令和7年9月～ 参観日の実施、次回に向けての検討